

「不妊治療費用等補償保険」の販売開始について

東京海上日動火災保険株式会社（取締役社長 北沢 利文、以下「当社」）は、企業や健康保険組合を対象に、従業員の特定不妊治療にかかる費用負担の軽減を目的として「不妊治療費用等補償保険」の販売を開始することといたしましたのでお知らせいたします。

当社は、企業や健康保険組合等を対象に本商品を幅広くご案内することを通じて、不妊治療と仕事の両立に向けた福利厚生制度の構築を支援してまいります。

1. 背景

結婚年齢、妊娠・出産年齢の上昇や医療技術の進歩に伴い、近年不妊治療の受診者数が増加しています。一方で、体外受精や顕微授精（以下「特定不妊治療」）は健康保険制度の対象外で治療費は全額自己負担となっており、不妊治療を受ける方の経済的負担が大きくなっています。

不妊に悩む方の経済的負担の軽減を目的として、高額な特定不妊治療の一部を助成する公的助成制度が2004年に創設されていますが、定額の給付であることや年齢、回数の制限などが設けられていることから、助成金だけでは治療費を賄うことが出来ず経済的な理由により不妊治療を躊躇したり延期するケースも生じているという現状があります。

本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、不妊治療に関する支援の検討が盛り込まれるなど、今後出産・育児世代を社会全体で支援していくことが必要になっていくものと考えられます。

こうした社会的背景も踏まえ、当社では、企業や健康保険組合において、不妊治療と仕事の両立に関する制度構築の一助としてご活用いただけるよう「不妊治療費用等補償保険」を開発することといたしました。

2. 「不妊治療費用等補償保険」の概要

(1) 商品の概要

本商品は、企業や健康保険組合等が契約者となり、契約者が社内規定等に基づき従業員に給付する費用を保険金としてお支払いする内容であり、企業の福利厚生制度等としてご活用いただくことができるよう企業・健康保険組合の構成員全員を補償の対象とします。

（従業員本人に加えその配偶者も対象となり、男性不妊治療についても補償対象となります。）

公的助成制度と同様に「特定不妊治療」を補償対象の治療範囲とし、企業の社内規定等に応じて所得・年齢の制限なく、公的助成制度を補完する形で、治療により実際に生じた自己負担額を補償することが可能です。加えて、「特定不妊治療」を行われた方が切迫早産等の妊娠に関連する特定疾病で30日以上入院をした場合には、一時金をお支払いします。

(2) 販売開始日

2016年11月1日より販売を開始します(2017年4月1日以降の治療を対象といたしません)。

以上